


消費者教育フェスタ in 名古屋 2014年1月17日  
(地方消費者グループ・フォーラム中部ブロックと連携開催)

A cartoon illustration of a young girl with brown hair, wearing a yellow dress with a red heart, flying through the air. She is holding a large pink flower with a yellow center. The background is a bright blue sky with white clouds, a sunburst, and several smaller pink flowers. The overall style is cheerful and child-friendly.

# 学校及び地域における 消費者教育の推進について

公益財団法人消費者教育支援センター  
総括主任研究員 柿野成美

消費者教育推進会議専門委員(地域連携推進小委員会委員)  
文部科学省消費者教育推進委員会委員・消費者教育アドバイザー






# 連携・協働

連絡を密に取り合って、一つの目的のために一緒に物事をする事。(大辞林第三版)

同じ目的のために、協力して働くこと。(大辞林第三版)

お互いを「知る」こと、「理解」することが前提であり、「場」を設けることが重要






# 地域で連携・協働による消費者教育を進めるためには

1. 消費者教育に対する共通認識を共有していく必要があること

2. 多様な関係者・セクターが集い、連携するきっかけとなる場・機会が必要であること

3. 議論をスムーズにするためのノウハウ、それぞれをつなぐ役割(コーディネート機能)を明確にすること

出所)文部科学省「地域における消費者教育実践のヒント集」





# 『消費者教育推進法』が 施行されました。

(正式名称:消費者教育の推進に関する法律)

**消費者教育**とは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育です。

これには、消費者が主体的に**消費者市民社会**の形成に参画することの重要性について、理解や関心を深めるための教育が含まれます。

\*消費者市民社会とは、消費者が公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会のこと。それは、一人ひとりの消費者が、自分だけでなく周りの人々や、将来生まれる人々の状況、内外の社会経済情勢や地球環境にまで思いをはせて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する社会を意味します。

総合的、一体的に消費者教育を推進するため、定義や基本理念、国や地方公共団体の責務などを定めています。

## 内容

国／消費者教育推進のための「基本方針」策定(閣議決定)、消費者庁に「消費者教育推進会議」を設置

地方公共団体／消費者教育推進計画の策定、消費者教育推進地域協議会の開催

国、地方公共団体／学校、大学等、地域における消費者教育の推進、人材の育成 など

消費者団体、事業者団体／消費者教育の推進へ協力

詳しくは消費者庁のホームページをご覧ください。 [消費者教育ポータルサイト](#)



浜松市 **くらし** のセンター

©浜松市

消費が持つ  
環境・経済・  
社会・文化等への  
影響力の理解

消費者市民社会の  
構築に向けて、  
消費者が  
身につけたい力

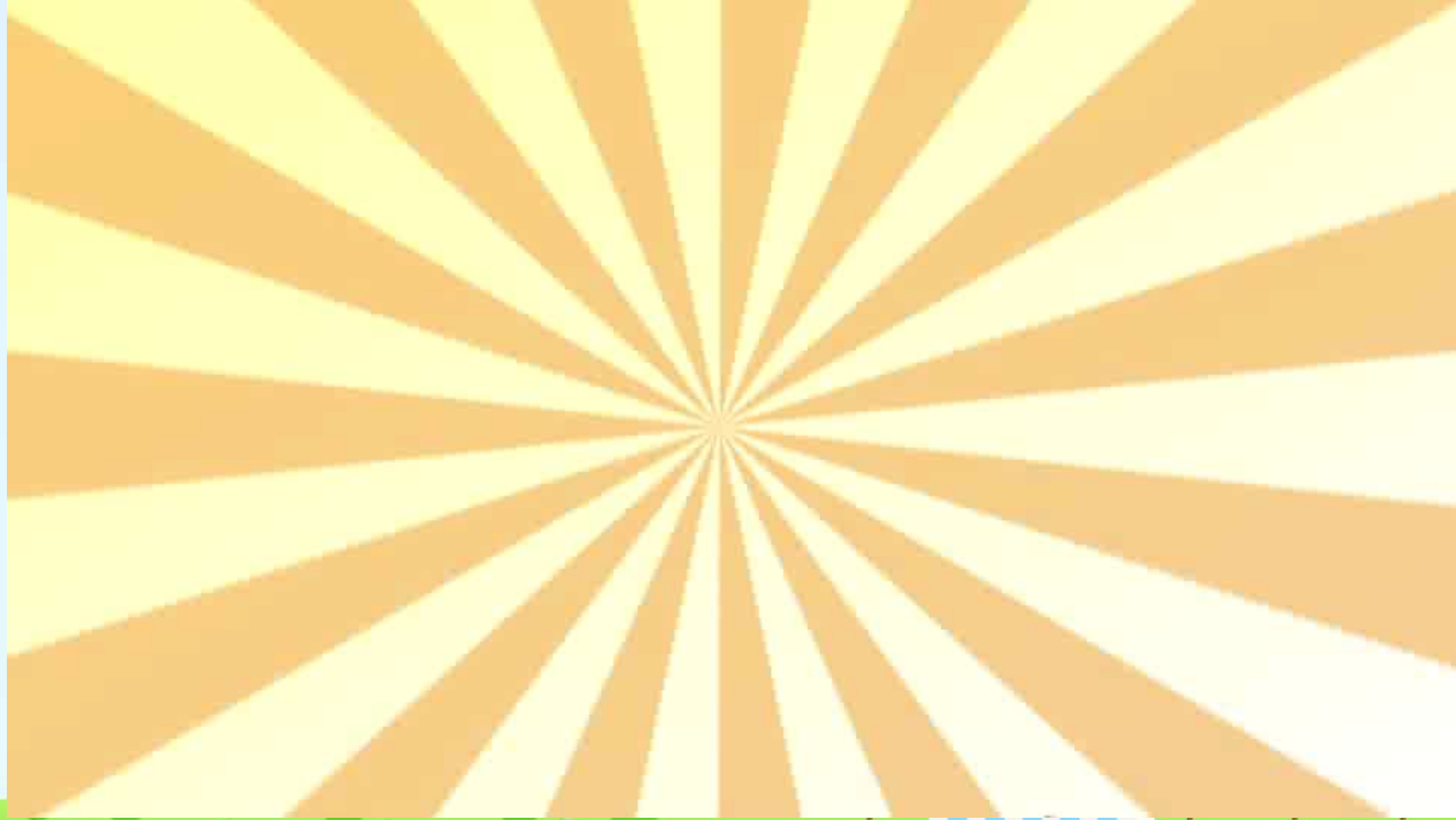
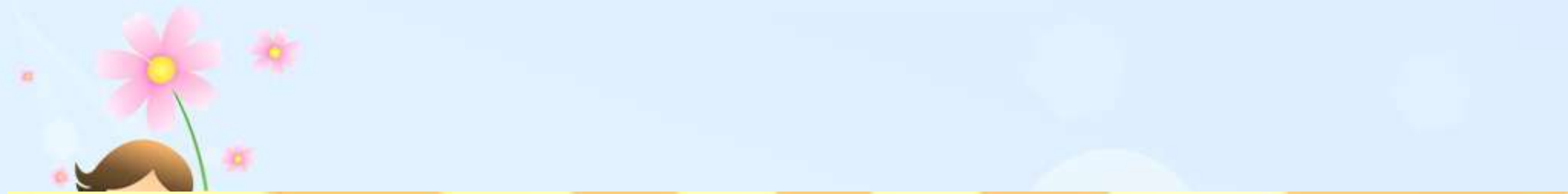
持続可能な  
社会を目指した  
消費の実践

消費者の  
主体的な  
社会参画・  
他者との協働

みんなで協力して  
豊かな消費者市民社会を  
目指すのじゃ!



出世大名 家康くん







# 2013あいち 消費者教育推進 シンポジウム



あいちから発信する消費者教育のこれから  
—消費者市民社会の実現をめざして—



## 愛知県

# 8月1日

木  
日

### ウインクあいち大ホール

(名古屋駅前◆愛知県産業労働センター 2・3階)

■13:00~16:30

■参加費無料(申込み方法は裏面)



国村 聡



栗原 優



住田 由穂

#### ★プログラム★

開場 12:20~

開会 13:00

開会挨拶 13:00~13:05

愛知県消費者生活部長

森岡 雅弘

基調講演 13:05~13:15

消費庁及び文部科学省 (依頼中)

基調講演 13:15~14:15

「消費者市民社会をめざす消費者教育の在り方

—消費者教育推進法を踏まえて—

愛知県立大学准教授・日本消費者教育学会会長 西村 隆男

(注) 14:15~14:30

閉会挨拶 14:30~16:30

「あいちから発信する消費者教育のこれから」

★コーディネーター

★パネリスト

愛知県立大学准教授・日本消費者教育学会副会長

東 海英

タレント・フェアトレードタウンジャパン理事

藤田 さとみ

国営 情報サービスセンター/3Dコーディネーター

山口 新雄

弁護士

住田 裕子

愛知県消費者生活部長 部長補佐

村田 明弘

愛知県消費者生活部長 部長補佐

堀田 清平

※詳細はチラシをご覧ください。

主 催：愛知県

共 催：愛知県消費生活審議会


後援 府庁：消費庁、文部科学省、環境省、農林水産省、経済産業省、自治庁、独立行政法人国民生活センター、

日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本消費者教育学会、公益社団法人消費者関連専門職業者

連携協力：ESD ユネスコ世界会議あいち・なごや実践実行委員会

運 営：公益財団法人消費者教育支援センター





消費者教育推進のために、  
なぜ、連携・協働が必要なのか？

## 文部科学省消費者教育取組状況調査（平成22年度）

- 教育委員会と消費者担当部局との連絡協議会の設置状況（都道府県・政令市 37.9%、市町村：0.9%）
- 連絡協議会の課題「取組報告に終わる」（30.3%）  
「形式的」（24.2%）

⇒ 教育委員会において、消費者教育の実施意識が低く、消費者担当部局との連携も意識されていない



# 平成25年1月27・28日開催 消費者教育フェスタin神戸 —連携・協働による消費者教育—

◇意見交換会(セクター別ミニパネルディスカッション)  
「消費者教育推進法成立を受けてそれぞれが取り組むこととは」

学校教育

消費者行政



消費者団体

事業者団体







# セクター別パネルディスカッション の主な意見

## 各センター内の現状と課題

### 学校教育

- 限られた教科、教員が実施しているため、一つの学校の中でタテ・ヨコ(教科間、学年間)で情報共有を進める
- 学校内外の力を活かせる環境づくりとそのためのコーディネート必要性

### 消費者団体

- 団体相互の連携・協力がもっと必要。
- 消費者被害防止の他、生活者として自らの判断で選択する能力を育てることが重要。

### 消費者行政

- 担い手育成
- 地域人材の力を活用するために、コーディネート力を高める必要
- 被害防止だけでなく、「消費者市民社会」について多くの人に理解してもらう工夫が必要

### 事業者団体

- 学校向け教材に対するニーズ把握と、マッチングが必要。
- 1社のみでは限界もあるので、学ぶ主体をコーディネートする機能が必要。
- プラットフォーム機能も整備されるとよい。





# 学校教育における実践の課題

## ●さまざまな教育課題に対応しきれない！

### 社会の進展に対応した教育を行います

社会や環境の変化の中で、子どもたちが自分なりに判断し、行動していけるよう、次のような内容を充実します。

環境教育：持続可能な社会をつくることの重要性

家族と家庭に関する教育：家庭生活の大切さ

食育：望ましい食習慣の形成

消費者教育：消費者の基本的な権利と責任についての理解

情報教育：情報の活用、情報モラル

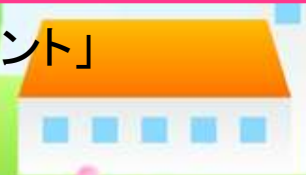
特別支援教育：一人一人の障害の状態に応じた指導の工夫

学校全体として実施する  
食育、環境教育等さまざま  
な実践の中で、  
公正で持続可能な社会を  
めざす学びを整理し、  
「消費者教育」として自覚  
的に実践する



ex. ESDを意識する

文部科学省「すぐにわかる新しい学習指導要領のポイント」





# 消費者教育の体系イメージマップ ver1.0

		幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期		
						特に若者	成人一般	特に高齢者
重点領域	各期の特徴	様々な気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に興味をもち、それを取り入れる時期	主体的な行動、社会や環境への興味を通して、消費者としての素地の形成が望まれる時期	行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期	生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し自らの行動を始める時期	精神的、経済的に自立し、消費者市民社会の構築に、様々な人々と協働し取り組む時期	周囲の支援を受けつつも人生での豊富な経験や知識を消費者市民社会構築に活かす時期
	消費者市民社会の構築	消費がもつ影響力の理解	消費をめぐる流れを捉えよう	行動が環境や社会に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が社会に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が社会に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が社会に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が社会に与える影響を考えよう
商品等の安全	持続可能な消費の実践	身の回りのものを大切にしよう	身の回りのものを大切にしよう	身の回りのものを大切にしよう	身の回りのものを大切にしよう	身の回りのものを大切にしよう	身の回りのものを大切にしよう	身の回りのものを大切にしよう
	消費者の参画・協働	協力することの大切さを知ろう	身近な消費生活に関心を持ち、協力をしよう	身近な消費生活に関心を持ち、協力をしよう	身近な消費生活に関心を持ち、協力をしよう	身近な消費生活に関心を持ち、協力をしよう	身近な消費生活に関心を持ち、協力をしよう	身近な消費生活に関心を持ち、協力をしよう
生活の管理と契約	商品安全の理解と危険を回避する能力	くらしの中の危険や、もの安全な使い方に気づこう	危険を回避し、物を安全に使う手がかりを知ろう	危険を回避し、物を安全に使う手段を知り、使おう	安全で危険の少ないくらしと消費社会を目指すことの大切さを理解しよう	安全で危険の少ないくらしと消費社会を目指すことの大切さを理解しよう	安全で危険の少ないくらしと消費社会を目指すことの大切さを理解しよう	安全で危険の少ないくらしと消費社会を目指すことの大切さを理解しよう
	トラブル対応能力	困ったことがあったら身近な人に伝えよう	困ったことがあったら身近な人に伝えよう	困ったことがあったら身近な人に伝えよう	困ったことがあったら身近な人に伝えよう	困ったことがあったら身近な人に伝えよう	困ったことがあったら身近な人に伝えよう	困ったことがあったら身近な人に伝えよう
情報とメディア	選択し、契約することへの理解と考える態度	約束やきまりを守ろう	約束やきまりを守ろう	約束やきまりを守ろう	約束やきまりを守ろう	約束やきまりを守ろう	約束やきまりを守ろう	約束やきまりを守ろう
	生活を設計・管理する能力	欲しいものがあつたときは、よく考え、時には我慢することをおぼえよう	物や金、計画的に使うよう	物や金、計画的に使うよう	物や金、計画的に使うよう	物や金、計画的に使うよう	物や金、計画的に使うよう	物や金、計画的に使うよう
情報とメディア	情報の収集・処理・発信能力	身の回りのさまざまな情報に気づこう	消費生活に関する情報の収集・処理・発信のスキルを身に付けよう	消費生活に関する情報の収集・処理・発信のスキルを身に付けよう	情報と情報技術の適切な利用法や、国内だけでなく国際社会との関係を考えよう	情報と情報技術の適切な利用法や、国内だけでなく国際社会との関係を考えよう	情報と情報技術の適切な利用法や、国内だけでなく国際社会との関係を考えよう	情報と情報技術の適切な利用法や、国内だけでなく国際社会との関係を考えよう
	情報社会のルールや情報モラルの理解	自分や家族を大切にしよう	自分や家族を大切にしよう	自分や家族を大切にしよう	望ましい情報社会のあり方や、情報モラル、セキュリティについて考えよう	望ましい情報社会のあり方や、情報モラル、セキュリティについて考えよう	望ましい情報社会のあり方や、情報モラル、セキュリティについて考えよう	望ましい情報社会のあり方や、情報モラル、セキュリティについて考えよう
	消費生活情報に対する批判的思考力	身の回りの情報から「なぜ」「どうして」を考えよう	消費生活情報について学び、選択の大切さを理解しよう	消費生活情報について学び、選択の大切さを理解しよう	消費生活情報を評価、選択の方法について学び、社会との関連を理解しよう	消費生活情報を評価、選択の方法について学び、社会との関連を理解しよう	消費生活情報を評価、選択の方法について学び、社会との関連を理解しよう	消費生活情報を評価、選択の方法について学び、社会との関連を理解しよう

**環境教育**

**国際理解教育**

**食育**

**安全教育**


**法教育**

**金融教育**

**キャリア教育**

**情報教育**

※本イメージマップで示す内容は、学校、家庭、地域における学習内容について体系的に組み立て、理解を進めやすいように整理したものであり、学習指導要領との対応関係を示すものではありません。



# 持続可能な未来とESDユネスコ世界会議の成功に向けて

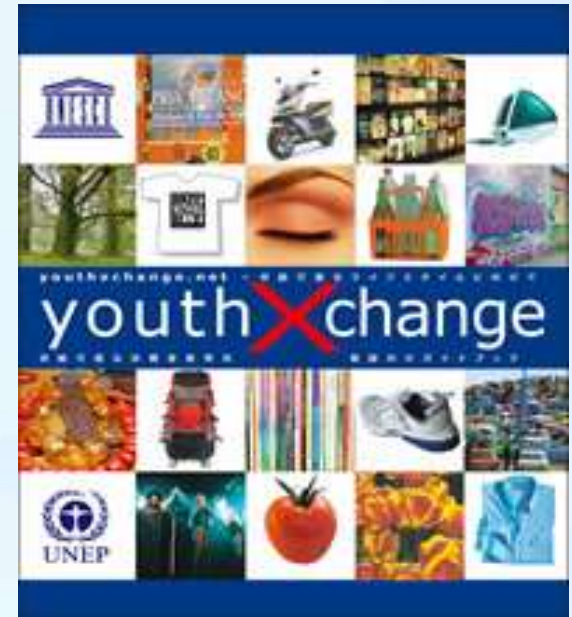


# youth X change

UNESCO（国際連合教育科学文化機関）とUNEP（国連環境計画）が開発した環境教育教材で、「国連・持続可能な開発のための教育の10年」（2005年～2014年）の教材として2008年までに世界20カ国で翻訳され、教育の場で活用されている。

主に15歳から25歳までの若者を対象に持続可能な地球のための生活や消費への気づきを提供することを目的として作成された。

<http://www.nittsu.co.jp/corporate/contribution/environment.html#youth-jp>





# 中部から 地域と連携した、 学校全体で取り組む消費者教育の発信を！

ESD とは、わたしたちと世界中の人々・将来世代の人々が生き続けていける未来をどうつくっていくかを、学校や家庭・地域・国・世界を舞台に、みんなで調べたり考えたり、意見を出し合ったりしながら行動していける子どもやおとなになるための学習のことです。

事例1 三重県 西村朱美先生  
「地場産業から学ぶ消費者教育」

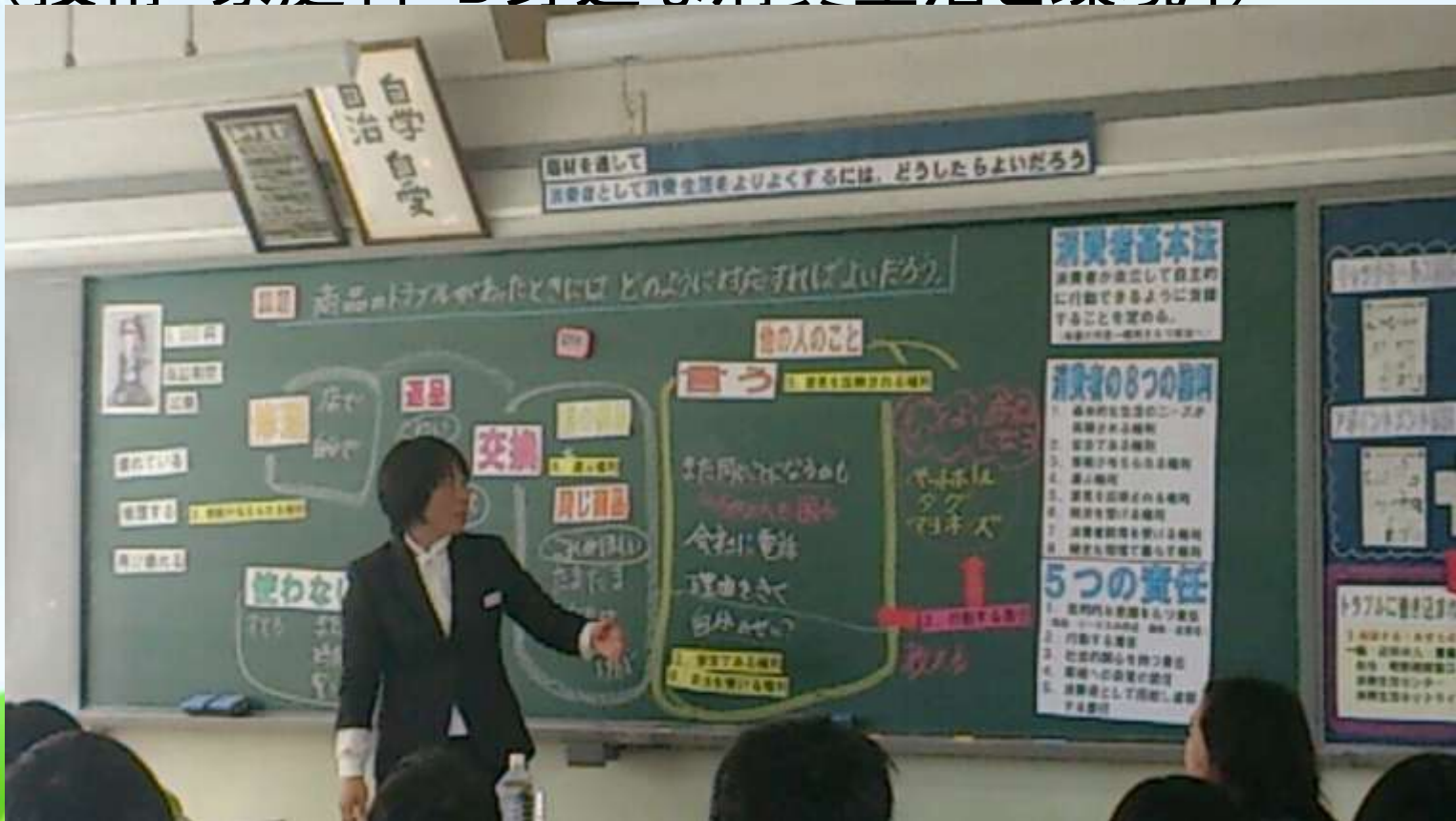


[http://www.unesco-school.jp/?page\\_id=91](http://www.unesco-school.jp/?page_id=91)



# 学校教育における取組実践発表

岐阜市教育委員会・岐阜市立加納中学校  
(技術・家庭科「D身近な消費生活と環境」)





# 岐阜市消費生活センターとの連携 保護者の参加







# 社会教育における取組実践発表

公益財団法人生命保険文化センター（牛嶋信治氏）

